

## 第34回 安来市農業委員会議事録

平成29年4月20日 午後2時00分 第34回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 小林 智弘君  | 2 番 安松 智君   | 3 番 青藤 治道君  | 4 番 大櫃 和則君  |
| 5 番 板垣 裕志君  | 6 番 藤原 明紀君  | 7 番 秋間千枝子君  | 8 番 増田 和夫君  |
| 9 番 北川 正幸君  | 10 番 伊藤 聡彦君 | 11 番 山本 朝來君 | 12 番 長谷川雅博君 |
| 13 番 新田 里恵君 | 14 番 根來 茂樹君 | 15 番 永田 正満君 | 16 番 塩見 秀雄君 |
| 17 番 富田由美子君 | 18 番 谷川 忠美君 | 19 番 妹尾 茂君  | 20 番 田邊チカ子君 |
| 22 番 板金 悟君  | 23 番 渡邊 克実君 | 24 番 小川 聡君  | 25 番 岩田 繁樹君 |
| 26 番 佐々木吉茂君 | 27 番 山崎 雅三君 | 28 番 加藤 昭彦君 | 29 番 宮本 重徳君 |
| 30 番 福田 渉君  | 31 番 岡田 一夫君 | 32 番 吉村 正君  | 33 番 小藤 昇君  |
| 34 番 渡邊 憲治君 | 35 番 齋藤 哲君  | 36 番 田中 通夫君 | 37 番 渡辺 和則君 |

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

### 4. 議事案件

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議事録署名委員の指名                                  |
| 日程第 2  | 会期の決定 4月20日 1日                              |
| 日程第 3  | 議第136号 農地法第3条の規定による許可申請について                 |
| 日程第 4  | 議第137号 農地法第4条の規定による許可申請について                 |
| 日程第 5  | 報第143号 農地法第4条の規定による届出について                   |
| 日程第 6  | 議第138号 農地法第5条の規定による許可申請について                 |
| 日程第 7  | 報第144号 農地法第5条の規定による届出について                   |
| 日程第 8  | 議第139号 農用地利用集積計画の決定について                     |
| 日程第 9  | 報第145号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について              |
| 日程第10  | 報第146号 農地法第18場の規定による通知について                  |
| 日程第11  | 報第147号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について    |
| 日程第12  | 報第148号 土地改良区からの地目変更届出の通知について                |
| (追加議案) |                                             |
| 日程第13  | 議第140号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について   |
| 日程第14  | 議第141号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・活動計画(案)について |

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第34回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表・全員協議会資料であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：田中 通夫君  
【挨拶】

議 長：田中 通夫君  
本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君  
本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第 2 1 条第 3 項に基づき定足数に達しましたので、第 3 4 回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：田中 通夫君  
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
ありません。

議 長：田中 通夫君  
ただいまお手元に配布のとおり、追加議案として「議第 1 4 0 号 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び「議第 1 4 1 号 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・活動計画（案）について」が提出されました。お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：田中 通夫君  
ご異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、審議することにいたします。

議 長：田中 通夫君  
日程第 1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第 1 3 条により 3 2 番 吉村委員、3 3 番 小藤委員を指名いたします。

議 長：田中 通夫君  
日程第 2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：田中 通夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日 1 日と決定いたしました。

議 長：田中 通夫君  
日程第 3 議第 1 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第136号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で全て 所有権移転 に関する案件です。内容につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番、2番は、譲受者が同じ案件ですので、合わせて説明させていただきます。1番、2番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離が約16km、必要な農機具はトラクター、田植機、ハーベスターを各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、1番、2番の全筆とも10a当たりの単価が、61,302円です。

3番は、真正な登記名義の回復のための所有権移転に関する案件です。申請地は、昭和52年頃に土地改良事業の受益地として区域内に取り込まれ、一旦地番を消されました。本来は工事後に新たな地番が付けられ登記されますが、この農地は工事が施工されなかったため新たな地番が付けられないままとなっていました。この度、この土地を所有者に登記するために、隣接地を所有している譲渡人の土地に入れ地番のある土地にしました。そして、分筆し本来の土地所有者に登記するものです。

4番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は10m、必要な農機具は、管理機、草刈機、動力噴霧器、軽トラック各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 500,000円です。

5番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は1.5km、必要な農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。また、労働力は本人と長男、孫の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 150,000円です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番、2番の案件について32番 吉村委員、3番の案件について6番 藤原委員、4番の案件について11番 山本委員、5番の案件について30番 福田委員 説明をお願いします。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。1番、2番案件ですが、2月に同様の案件が出ておりましたが、広瀬町富田地内の通称土居成の地域でございまして、お二方から譲り受けるということでございます。譲受人につきましては、約2ha余りの田畑を耕作しておりまして、積極的に地域の農業の発展に貢献をしております。今回の申請につきましても、問題がある案件でございましたけども、自ら積極的に解決に向けての一つでございまして、周囲に与える影響はないと考えています。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原です。3番案件についてご説明いたします。場所の方は、広瀬荒島線と安来木次線の鷺の湯温泉交差点から荒島の方へ700mの所に櫻苑という福祉施設がございまして。そこから西の方向に500m行った所に枝道がございまして。そこを左折し300m、町内の方に入っていく道路でございまして。そこから、300m行った所の右側が申請地でございまして。先程事務局の方から説明がございましたように、圃場整備の手違いの為に白地に残ってしまったものを本当の持ち主に返すという登記でございまして。その時から現在まで本人がきちんと管理を続けておられますので、周りに影響を与えることはないと思われまして、よろしく願いいたします。

11番 山本 朝來君

11番 山本です。4番案件について説明します。3月にも出ましたが、経営拡大ということで、場所としても同じような場所で、現在も畑として耕作しておられます。場所は情報高校バス停から、能義地内に向かって200m、突き当りを右折して200m、さらに突き当りを左折して200mという場所で、自宅から10mの所にあり、周辺農地に迷惑をかけることはない場所です。以上です。

30番 福田 渉君

30番 福田です。まず、場所の説明ですが、国道9号線より門生伯太線を700m上がりますと、山陰道の陸橋があります。そこより左の方に300m行きますと門生清水線にあたります。300m進んだ堤の下一つ離れて6枚が申請地です。譲受人は25, 225㎡の農地を耕作しておられ、経営拡大ということで周囲の耕作には影響ないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。

議 長：田中 通夫君

それぞれ、地元委員さんからの説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第4 議第137号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第137号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあると同時に、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した 飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業 のことです。転用目的は、農業用倉庫の増築です。申請者は、農業を営んでいますが、現在の農業倉庫は、農機具で手狭となっており、軽トラックは、倉庫の軒下に止めざるを得ない状況で、共同所有しているコンバインを使用しているときの保管場所に苦慮していることから、自宅に隣接し、管理上便利で、農地の分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、農業用倉庫を増築する計画を立てました。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 4番 大櫃委員をお願いします。

4番 大櫃 和則君

4番 大櫃です。申請場所の説明をさせていただきます。6ページを見ていただきたいと思います。縮小図の方からご説明をいたします。赤いラインが国道9号線でございます。安来方面から行きますと、伯太川を越えまして吉田川、吉田川を越えまして頭無川の所にあります交差点から、安来荒島線通称農免道路と申しておりますが、その道路を北上し、約1.5km進んでいきますと、福井町内に入ります。拡大図の方を見ていただきまして、赤江の風車がございますが、そこを真正面に見る道路を北の方に250m行きますと、真正面に風力発電が見えますが、30mの所で左折した場所が今回の申請地でございます。以

上でございます。

議 長：田中 通夫君

次に現地調査1班の調査報告を19番 妹尾委員お願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。今月の調査班は1班で昨日19日に13時半から事務局にて説明を受けました。山本委員、塩見委員、加藤委員、田中会長、事務局から竹内局長、堀江係長と私の7名で行いました。今回の赤江町の申請案件ですが、現地は安来地域の一番中海側の所でございます、隣近所も同じような田んぼ、畑でございます。よって周囲の方に迷惑をかけるようなことはないと思います。今説明がありましたように農作業の農機具、資材を置くための倉庫が手狭であり、今回計画されたものです。雨水は周辺の2枚の田んぼに流しますが、その田んぼは本家の田んぼであり、申請人が数年前から耕作しているもので、周囲に迷惑をかけるということはないと考えております。調査班といたしましても許可妥当であると考えております。委員の皆様の審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から番号1の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第5 報第143号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。報第143号 農地法第4条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は1件です。

1番は、転用目的は、分譲宅地です。また、現地については、地元委員の報告があります。以上です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。14番 根来委員お願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。1番案件の場所について説明します。位置図の9ページをご覧くださいと思います。図中一番下に東西にあります道路が主要地方道安来荒島線です。その東側に安来の市街地がありま

す。そこから伯太川を越え、安来第一中学校を右に見まして、そこより荒島方面に約450m行きますと図中にあります後飯島バス停があります。そこを少し行きますと斜め右折の道路を50m行き、また右折し50m行った右側が1番案件の申請場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第137号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

説明の前に、訂正がございます。11ページをご覧ください。1番の申請土地の状況の地目の現の欄を田としておりますが、畑に訂正願います。それでは説明いたします。10ページをご覧ください。議第138号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。11ページに案件の内容、12ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業 とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」のことです。転用目的は、駐車場で権利の設定は賃借権の設定です。申請者は葬祭業を営み、利用者用駐車場を整備していますが、多数の会葬者が想定される場合には葬祭会館西側の廃業した事業所敷地を借用し対応してきました。しかし、一昨年前に借用地を他の事業者が買収したため、新たな駐車場が必要となり、利用目的から会館に近接した土地を探しましたが、所有地もなく困っていました。そこで、地権者同意が得られ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、駐車場を設置する計画をしました。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。

従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、月38,363円です。

2番は、農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。転用目的は、宅地用地で権利の設定は所有権の移転です。申請者は現在、市営住宅で夫婦・子供3人の5人で生活していますが、子の成長に伴い手狭になってきたため、新たに個人住宅を新築しようと思ひ立ち、以前から適地を探していましたが、市内に農地以外の自己所有地もなく困っていました。そこで、譲渡人の了解も得ることができ、また慣れ親しんだ地域での定住を希望していたことから利便性もよいうえ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、個人住宅を設けることとしたものです。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、1,330,000円です。

3番は、農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。転用目的は、宅地用地で権利の設定は所有権の移転です。申請者は現在、市営住宅で夫婦・子供3人の5人で生活していますが、子の成長に伴い手狭になってきたため、新たに個人住宅を新築しようと思ひ立ち、以前から適地を探していましたが、市内に農地以外の自己所有地もなく困っていました。そこで、譲渡人の了解も得ることができ、また慣れ親しんだ地域での定住を希望していたことから利便性もよいうえ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、個人住宅を設けることとしたものです。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設

設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、1,330,000円です。

4番は、農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。転用目的は、宅地用地で権利の設定は所有権の移転です。申請者は、結婚後、市内で住居を探しましたが適当な物件がなく現在は、市外のアパートに夫婦2人で生活しています。しかし、町内に住む両親も高齢となり、申請者も実家の農業の後継者として携わることとなり、勤務の通勤、農業の従事とも利便性の良い当地で周辺の宅地、雑種地を探しましたが土地所有者や隣接者の同意が得られず困っていました。そこで、譲渡人の了解も得ることができ、また慣れ親しんだ地域での定住を希望していたことから利便性もよいうえ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、個人住宅を設けることとしたものです。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、1,330,000円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 8番 増田委員、2番、3番、4番の案件について 29番 宮本委員 お願いします。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。12ページの位置図をお願いいたします。真ん中に国道9号線が走っております。その真ん中の荒島交差点から広瀬方面へ約40m県道を行きまして、左折して約10m行ったら突き当たりが既存の駐車場になっております。その南側が今回の申請地です。よろしくお願いします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。13ページをご覧ください。伯太川に架かっております伯太大橋を東の方へ渡っていただいて、そこからまっすぐ450m位行っていただきますと図面上の展示場があります。そこを右折して200m入っていただきますと、真ん中の青く囲ってあるのが2番案件、緑が3番案件、赤が4番案件です。よろしくお願いします。

議長：田中 通夫君

次に現地調査1班の調査報告を19番 妹尾委員お願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。19番 妹尾でございます。5条案件の1番から4番まで一括して説明いたします。まず1番案件ですが、既存の駐車場の隣にある畑でございます。その隣は田んぼであり、周囲に住宅もありませんし、現在使っておられる駐車場の隣でありますし、周囲に影響はないと思います。駐車場で使われるということで今の畑の上にそのままアスファルトを盛られ、田んぼ側は土のりでされます。東側は排水路がありますが、そこはL型擁壁を設置されます。雨水に関しては、西側の一般道路に向かって傾斜をかけて流す構造になっています。隣接農地の所有者の同意も得られますし、関係書類も揃っており、調査班としましては、許可妥当と判断いたしました。委員の皆様の審議の方をよろしくお願いいたします。

続きまして2、3、4番案件は同じ番地を3つに分筆し転用される案件です。今、事務局から説明がありました通りですが、東側と南側に道路がありますので、その高さまで約50cm盛土をされます。その道路の端には排水路が流れておりまして、その排水路を整備し、底の高さを変えられるような自由勾配の排水路を設けられます。それから壁が低い所はL型擁壁をされます。排水につきましては、汚水は公共下水、雨水は二面にあります排水路に流すということです。隣接する農地の所有者にも了承をいただいておりますし、その他関係書類もそろっておりまして、調査班といたしましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様

の審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長：田中 通夫君  
地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君  
次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君  
次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君  
次に4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君  
日程第7 報第144号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。報第144号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の農地法第5条の届出は2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。15ページから16ページに届出の案件内容、17ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。1番、2番は、譲受者が同じ案件ですので、合わせて説明させていただきます。

1番、2番とも、転用目的は、店舗敷地で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番、2番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。2番 安松委員お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松です。1番、2番案件の場所について説明します。17ページの位置図をご覧ください。図中央、東西に走っている道路が国道9号線です。安来駅から米子方面に約1.9km東に行った所に図中央付近の鉄工センター入口交差点がございます。この交差点を鉄工センターへ左折したすぐ右側が1番案件の2055番1でございます。その東にある場所が2番案件の1104番1と1106番1となります。よろしくお願いいたします。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第8 議第139号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、32番 吉村委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。議第139号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、21ページ下段の表の 利用集積計画件数、面積 の欄をご覧ください。今月は、賃借権が 39件で59,612㎡、使用貸借が 21件で17,945㎡、全体で60件 総面積が 77,557㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：種田 容子君

農林振興課の種田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、32番 吉村委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第145号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

27ページをご覧ください。報第145号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。28ページから31ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については3件で、全て相続です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第10 報第146号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

32ページをご覧ください。報第146号 農地法第18条の規定による通知について 上記のことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。33ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については2件で、全て農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第11 報第147号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

34ページをご覧ください。報第147号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。35ページから36ページをご覧ください。今月の届出は8件で、全てKDDI携帯電話無線基地局の増設です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第12 報第148号 土地改良区からの地目変更届出の通知についてを議題とします。事務局

の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

37ページをご覧ください。報第148号 土地改良区からの地目変更届出の通知について 上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。38ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

続きまして追加議案になりますが、日程第13 議第140号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、日程第14 議第141号 平成29度安来市農業委員会の活動計画（案）については、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

説明の前に訂正がございます。別冊の議案その2の2ページをご覧ください。I 農業委員会の状況（平成28年3月31日現在）の1 農業の概要の表のうち、遊休農地面積の項の畑の19を18に、計の65を64に訂正願います。それでは説明いたします。

議第140・141号は、一括して説明します。別冊の議案その2の1ページをご覧ください。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議第140号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 上記のことについて、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の審議を求めるものです。2ページから9ページにかけて審議をしていただく内容載せています。続いて10ページをご覧ください。議第141号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 上記のことについて、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の審議を求めるものです。11ページから13ページにかけて審議をしていただく内容載せています。昨年様式の変更があり、期間を区切らないで1年間通して公開することになりましたので、それ以前にありました地域農業者等への意見の聴取は必要なくなりました。また、ここで議決されますと、5月にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局より説明がありました議第140号、議第141号について、一括で質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君

32番 吉村委員。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。2ページの農業就業者数の女性の40代以下が、28年度が0で、29年度が191人となっていますが、1年の間に30代が一気に40代になったということですか。

事務局：竹内 章二君

ここについては、センサスが5年に1回であり、前回は0ではなく数値が入っておりません。横棒が本来入るべきだったと思いますが、前回入れておりませんでした。

32番 吉村 正君  
了解しました。

議長：田中 通夫君  
他にございませんか。

2番 安松 智君  
議長。

議長：田中 通夫君  
2番 安松委員。

2番 安松 智君  
2番 安松です。8ページの農地所有適格法人からの報告ですが、12法人のうち報告書が出されたのが8法人で、督促を行なった法人が4法人です。その下が0になっておりますが、4法人の中で報告書を出されたところと出されなかったところ、合わせると4になるのではないかと思います、0でいいでしょうか。また、平成28年の活動の点検・評価と平成29年の計画の中で遊休農地の面積がかなり違いますが、考え方の基準について説明をお願いしたいと思います。

事務局：竹内 章二君  
まず1点目の8ページの欄ですが、うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人が4の誤りでございます。それからもう一つの質問ですが、昨年64という数値で、今回14というものの内訳ですが、調査をした結果これはA分類の数字です。A分類が前回64というようになっておりましたので、再調査をした結果A分類から農地に18ha、A分類からB分類に移したものが32haであり、合わせて50haですので、結果としてA分類として残ったのが現在14haとなっております。  
追加で修正をお願いします。7ページ農地法3条の許可事務で処理件数が69で、許可が68となっております、69の誤りでございます。以上でございます。

議長：田中 通夫君  
それでは改めて質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君  
質疑がないようですが、ご指摘を受けた点につきましては、事務局で修正したものをホームページで掲載するということでお願いします。それでは、採決いたしたいと思いますがご異議がありますでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

議長：田中 通夫君  
ご異議なしと認めます。  
それでは、議第140号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君  
次に、議第141号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第34回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時15分)